

保護者の市町村民税所得階層による教育・保育利用料表及び副食費免除状況

教育・保育利用料が発生するのは保育認定を受けた課税世帯の0歳から2歳児までです。保育認定を受けた3歳児以上及び、教育認定を受けた満3歳児以上は無償です

の階層・区分に該当する、保育認定を受けた3歳児以上及び、教育認定を受けた満3歳児以上は副食費免除になります

※ 3歳児・・・3歳の誕生日を迎え、次の4月1日を迎えた児童

※満3歳児・・・3歳の誕生日を迎え、次月の1日を迎えた児童

児童の属する世帯の階層区分 (階層区分は児童を養育する父母等の 税控除前所得割額を参照します)			特別認定無（保育標準時間）			特別認定無（保育短時間）			特別認定有（ひとり親世帯もし くは在宅障がい者世帯） （保育標準時間）			特別認定有（ひとり親世帯もし くは在宅障がい者世帯） （保育短時間）			教育認定（1号認定）		
			第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
1	生活保護世帯		0			0			0			0			0		
2	市町村民税所得割非課税世帯		0			0			0			0			0		
市町村民税所得割課税世帯（市町村民税所得割課税額）	3	48,600円未満の世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4A	48,600円以上～ 57,700円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4B	57,700円以上～ 77,100円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4C	77,100円以上～ 97,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5A	97,000円以上～ 121,000円未満	32,400	16,200	0	31,800	15,900	0	32,400	16,200	0	31,800	15,900	0	0	0	0
	5B	121,000円以上～ 145,000円未満	34,400	17,200	0	33,800	16,900	0	34,400	17,200	0	33,800	16,900	0	0	0	0
	5C	145,000円以上～ 169,000円未満	42,400	21,200	0	41,700	20,850	0	42,400	21,200	0	41,700	20,850	0	0	0	0
	6A	169,000円以上～ 235,000円未満	50,600	25,300	0	49,800	24,900	0	50,600	25,300	0	49,800	24,900	0	0	0	0
	6B	235,000円以上～ 301,000円未満	53,600	26,800	0	52,600	26,300	0	53,600	26,800	0	52,600	26,300	0	0	0	0
	7	301,000円以上～ 397,000円未満	59,000	29,500	0	58,000	29,000	0	59,000	29,500	0	58,000	29,000	0	0	0	0
	8	397,000円以上	65,000	32,500	0	63,900	31,950	0	65,000	32,500	0	63,900	31,950	0	0	0	0

※ 表の多子判定については原則同時入所のお子さんのみになりますが、所得階層が4A（ひとり親世帯等は4B）以下の場合は同時入所でなくとも多子判定がされます。

※ 上記条件により多子判定がされなくとも、18歳未満の第1子から数えて第3子以降であれば軽減措置が適用となります。詳しくは町ホームページ、町福祉こども課までお問い合わせください

※ 副食費の額は各施設によって異なります。